



再燃に備えて

前々回から消防団の火災出動の様子を①出動②現場到着後③鎮火後の3回に分けて掲載しています。今回はその3回目です。

③鎮火後

鎮火後は、使った防火水槽へ水を入れ替えます。近くで別の火災が発生したり、鎮火した現場が再び燃え出したとき防火水槽が空では消火活動ができません。そのため、防火水槽への給水は最優先で行います。消火に時間がかかるような火災では、消火活動と平行して水の補充に当たります。



防火水槽の表示

補給する水は消火栓の水を使いますが、消火栓まで距離がある場合は、



訓練で送水する消防団員

数キロの距離を何本ものホースとポンプをつないで水を水槽まで送りまします。給水が必要な防火水槽が複数ある場合もあり、鎮火から給水完了まで8時間かかった例もあります。

給水が完了して、ようやく点呼・解散になりますが、建物火災など再燃が心配される火災の場合、地元に分団は現場に残り警戒に当たりまします。現場の再燃は珍しくなく、警戒中はすぐに放水できるようホースを水利につないだままにしておきます。このようにして、不眠不休で火災現場を見守ります。

火災出動の様子を、3回に分けてお伝えしました。消防団の活動をイメージしていただけたでしょうか。消防署が設置された今日でも消防団は必要不可欠な存在であり、地域防災のかなめとなっています。

11月は児童虐待防止推進月間



11月は児童虐待防止推進月間です。

子どもへの虐待とは、家庭という密室の中で行われていることが多く、周囲から発見されにくいことが多い状況です。

【**身体的虐待**】殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

【**性的虐待**】性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

【**ネグレクト**】家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など

【**心理的虐待**】言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイトレンスを行うこと など

○子どもを虐待から守るために

「あなた」からの児童相談所や市役所への連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

◆「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。

◆子どもの生命を守るため、地域住民や子どもに関係するさまざまな機関が連携して地域全体で子どもを育て、家庭を見守っていくことが求められています。

※「心配な子だな…」と感じた時には左記までご相談ください。

○子育ては一人で悩まずに

子育て中にはさまざまな不安や心配を感じる時があります。子育てに悩んでいる時、子育てが「しんどい」と感じている時には、一人で悩まずに左記までご相談ください。秘密は固く守られます。

児童虐待に関する相談・連絡先

市児童福祉課(家庭児童相談室) ☎内線1734、土浦児童相談所 ☎821・4595、茨城虐待ホットライン(24時間対応) ☎0293・22・0293、こどもホットライン ☎029・221・8181、児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570・064・000